

山前農村環境改善センター使用料

使用区分		使用時間				
		9時00分から 12時30分まで	12時30分から 17時00分まで	17時00分から 21時30分まで		
本館	会議室	1,030円	1,240円	1,550円		
	研修室	1,030円	1,240円	1,550円		
	婦人室	1,030円	1,240円	1,550円		
	老人教養室	1,030円	1,240円	1,550円		
	青年室	1,030円	1,240円	1,550円		
	調理実習室	1時間につき 520円				
多目的ホール	一般使用	卓球 (1台)	100円	100円	210円	
		バドミントン(1面)	100円	100円	210円	
		バレーボール(1面)	520円	520円	1,030円	
	専用使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,030円	1,550円	2,580円
			集会等に使用する場合	3,610円	5,150円	7,730円
			営利・宣伝等に使用する場合	7,730円	10,300円	15,450円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	7,730円	10,300円	15,450円
			集会等に使用する場合	10,300円	15,450円	25,750円
			営利・宣伝等に使用する場合	15,450円	20,600円	30,900円

備考

- 1 使用時間が2以上の時間帯にわたる場合は、それぞれの使用料の合計額とする。
- 2 9時前に使用する場合の使用料は、1時間につき9時から12時30分までの使用料の3割相当額とする。
- 3 21時30分を超えて使用した場合の使用料は、1時間につき17時から21時30分までの使用料の5割相当額を加算した額とする。
- 4 入場料とは、入場料、会費、寄付金等いずれかの名義かを問わず、改善センターに入る者から徴収する入場の対価をいう。
- 5 使用時間が規定の時間に満たない端数があるときは、規定の使用時間を使用したものとして使用料を徴収する。
- 6 市民(市内事業所に勤務する市外の居住者を含む。)以外の者の使用については、上記金額の5割相当額を加算した額とする。
- 7 冠婚葬祭及びこれに類する催しに使用する場合は、1回につき2,060円を加算する。
- 8 上記以外の施設等の使用料については、市長がその都度定める。